

平成16年(ワ)第16702号 損害賠償請求事件

平成17年(ワ)第10492号 損害賠償請求事件

原告 ほか123名

被告 西東京市

準備書面(8)

平成18年7月31日

東京地方裁判所民事第7部合B通係 御中

被告指定代理人

鈴木 秀 雄

川 島 喜 弘


宮 崎 雅 子


岩 見 靖 一


石 坂 浩 二

大 田 隆 昭

大 川 強 

管 野 照 光 

岡 村 保 彦 

早 川 礼 成 

被告は、本準備書面において、原告らの平成18年5月26日付け準備書面(10) (以下「原告準備書面(10)」という。)の主張に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略称等は、従前の例による。

1 原告らは、原告準備書面(10)において Winny の利用に伴う情報流出について主張する(原告準備書面(10)2ないし9ページ)。

しかし、本件訴えは、西東京市長による住民票コードの住民票への記載ないし住民票コードの東京都知事への通知が、西東京市長の職務上の義務に違背し国家賠償法(以下「国賠法」という。)1条1項の適用上違法か否かが問題とされているものであって(原告準備書面(6)4ページ)、原告らの同準備書面(10)における主張は、本件における国賠法1条1項の違法を基礎づける事実とはならないことは明らかであり、失当というほかない。

なお、西東京市は、「Winny」を経由して感染するウイルスによる情報漏えい事故を予防するため、平成18年3月10日には西東京市の庁内掲示板に情報セキュリティに関する情報提供として、「Winny」による情報流出事故の事例の紹介と流出防止策について周知し(乙第22号証)、また、同月16日付け17西企情第417号「各システム関連の委託業者等への『Winny(ウィニー)』による情報流出事故等の防止対策について(注意喚起)」により、委託業者等への情報流出事故等の防止に関する管理徹底を周知し(乙第23号証)、同種事故の予防に努めている。

2 また、原告らは、「人的要因による情報漏えいは、単に法律の条文で罰則を定めたり、処理手順等を定めたりするだけでは、ほとんど抑止力たり得ないのが現状である。」、「住基法36条の2等で要請されている『適切な管理のために必要な措置』についても、法律の条文や処理手順・規則等で定めたから情報漏えいの危険性は高くないということではなく、そのような定めがあってもな

お情報漏えいの危険性はなくなるということを前提にした措置を講じる必要がある。」と主張する（原告準備書面(10) 12ページ）。

しかしながら、原告らの上記主張は、あえて公務員の違法な行為等を想定し、これを前提として、住基ネットのみならず、既存住基システムからの情報流出の危険性を論じるものであって相当とはいえない上、住基法36条の2にいう「必要な措置」として、どのような措置が講じられる必要があるかを全く特定しておらず、失当といわざるを得ない。

この点については、東京地方裁判所平成18年4月7日判決も、「あえて違法な犯罪行為等を想定し、そのことを前提として、制度の危険性を判断することは相当ではない。」と判示しているし（乙第20号証36ページ）、神戸地方裁判所平成18年6月9日判決（以下「神戸地裁判決」という。）は、「わが国の公権力は、終戦後長らく、法律による行政の原理の遵守を標榜し、（中略）この原理に乗っ取った（ママ）実務を積み重ねてきた実績があるというべきであり、現時点で、裁判所が、住基ネットの利用規制、守秘義務や刑罰による実効性がおよそ期待できないと断定することは相当ではない。」と判示している（乙第24号証28ページ）ところである。

この点をおくとしても、住基ネットシステム及び既存住基システムは、いずれも制度として安全性を有するものである上、これまで述べたとおり、西東京市長は、住基法36条の2にいう「必要な措置」を講じているから（被告準備書面(5)第2, 2・5ページ、被告準備書面(7)第3, 4ないし6ページ）、国賠法1条1項の適用上何ら違法と評価されるものではない。

3 以上のとおり、原告らの主張はいずれも失当であり、本訴各請求は、理由がないことが明らかであるから、いずれも速やかに棄却されるべきである。